平成２２年（フ）第６３号
岩手県花巻市藤沢町451番地１　藤根荘
債務者　高村　秀明
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第７３号
岩手県花巻市桜町２丁目104番地　コーポさくら102号、前住所岩手県花巻市12丁目33番地３
債務者　西原　清美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２３１号
徳島市津田本町３丁目３番49号
債務者　菊原美智子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０４４号
名古屋市北区志賀本通２丁目12番地　大蔵ビル南403号
債務者　大江　春光
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１２８号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番104―1003号　大幸東団地
債務者　安藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２６７号
名古屋市緑区鳴海町字山下１番地の２　リビオ野並サザンブライト601号
債務者　村上　麻友（旧姓堀野）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０５９号
神戸市長田区片山町５丁目11番24―310号、従前の住所神戸市長田区雲雀ヶ丘３丁目６番１―307号
債務者　太田　　清
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６０号
神戸市長田区御蔵通２丁目13番地の１ウイング神戸210号、従前の住所神戸市長田区七番町６番地の23
債務者　滝本　未来（旧姓溝口）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６３号
宮崎市江平西１丁目３番24号　マウスフィールドⅥ502号
債務者　後藤　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３５号
松江市青葉台１番22号、前住所松江市八幡町696番地８
債務者　後藤　一好
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３６号
松江市青葉台１番22号、前住所松江市八幡町696番地８
債務者　後藤　太子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２６３号
愛知県小牧市久保新町27番地　梓マンション101号
債務者　新井　浩見
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７号
熊本県玉名郡南関町大字関下560番地
債務者　矢野　陽一
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第６８号
熊本県荒尾市宮内950番地２　コーポ宮内201
債務者　村石　雄二
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１０２号
山口県防府市南松崎町３番20号　ラフォーレ南松崎Ｃ―101
債務者　村田　美香（旧姓原野）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
山口市矢原746番地４　エル・マーベラス１―105号
債務者　板垣　英子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０４号
横浜市都筑区佐江戸町925番地５
債務者　森　壽美代
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部